議案第23号

長岡市歴史文書館条例の制定について

長岡市歴史文書館条例を次のように定める。

令和5年3月2日提出

長岡市歴史文書館条例

(設置)

第1条 本市は、歴史的資料として重要な公文書、古文書等(以下「歴史文書」という。)を収集し、及び保存し、市民共有の知的財産として後世に伝えるとともに、これらを広く一般の利用に供するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、歴史文書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 歴史文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
長岡市歴史文書館	長岡市長倉西町458番地7

(事業)

- 第3条 長岡市歴史文書館(以下「歴史文書館」という。)は、次に掲げる事業 を行う。
 - (1) 歴史文書の収集、保存、整理及び利用に関する事業
 - (2) 歴史文書の調査及び研究に関する事業
 - (3) 歴史文書に関する講演会、講座、研究会等の主催及びその開催の援助に関する事業
 - (4) 前3号に掲げる事業のほか、第1条に規定する設置目的を達成するために 必要な事業

(損害賠償)

第4条 歴史文書館の建物、設備、歴史文書等を損傷した者は、長岡市教育委員会(以下「委員会」という。)が定める額を賠償しなければならない。 (委任)

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は、委員会が規則で定める。

附則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

議案第24号

長岡市産業協創推進条例の制定について

長岡市産業協創推進条例を次のように定める。

令和5年3月2日提出

長岡市産業協創推進条例

(目的)

第1条 この条例は、産業界、学術研究機関及び行政機関の交流や連携が加速する環境の提供を通して、新たな技術や商品及びサービス等の開発、起業家の輩出及び新たな産業を協働して創ること等を促し、もって持続可能な地域産業の創出及び地域経済の成長に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 産業の協創の推進は、研究者、企業人、起業家等の多様な人材が集まり、 それぞれが有する専門的及び先進的な知見や発想を共有することにより、新た な挑戦の支援と未来を拓く人材の育成を通して、地域の産業を次代に繋げるた めの新しい価値を創造すること(以下「産業協創」という。)ができるよう行う ものとする。

(基本方針)

- 第3条 本市は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、 産業協創を推進するものとする。
 - (1) 産業協創を推進する人材が交流及び連携する場を提供すること。
 - (2) 産業協創の基盤となる市内の4大学1高専(長岡技術科学大学、長岡造形大学、長岡大学、長岡崇徳大学及び長岡工業高等専門学校をいう。)をはじめとした学術研究機関や産業支援機関とのネットワークを構築すること。
 - (3) 産業協創を促す施策を行うこと。

(事業の実施)

- 第4条 本市は、前条の基本方針を実現するため、米百俵プレイスミライエ長岡 (以下「ミライエ長岡」という。)において、次の事業を実施するものとする。
 - (1) 産学の連携を推進する事業
 - (2) 企業間の連携を推進する事業
 - (3) 起業及び創業を支援する事業
 - (4) 地域や社会の課題解決の実践を支援する事業
 - (5) アイデアを形にする創作活動を支援する事業
 - (6) 新しい技術又は研究若しくは製品の情報及び産業支援に関する情報を発信する事業
 - (7) 前各号に定める事業のほか、産業協創に資する事業 (施設の設置)

- 第5条 前条の事業を実施するため、ミライエ長岡に、地方自治法(昭和22年法 律第67号)第244条第1項に規定する公の施設として、次に掲げる施設を設置す る。
 - (1) イノベーションサロン
 - (2) ものづくりラボ
 - (3) ギャラリーラボ
 - (4) コラボレーションオフィス

(位置)

第6条 前条各号の施設(以下「産業協創施設」という。)の位置は、長岡市大手 通2丁目3番地10とする。

(行為の制限)

- 第7条 産業協創施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為
 - (2) 産業協創施設の管理上支障がある行為
 - (3) 前2号に掲げる行為のほか、市長が適当でないと認める行為 (施設の使用に当たっての原則)
- 第8条 産業協創施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、産業協創の理 念を理解して、産業協創施設を使用するものとする。

(イノベーションサロンの使用の登録)

- 第9条 イノベーションサロンを使用しようとする者は、市長に申請してイノベーションサロンの使用の登録(以下「イノベーションサロン使用登録」という。) を受けなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、イノベーションサロン使用登録の可否 について決定するものとする。

(イノベーションサロンの登録内容の変更)

- 第10条 イノベーションサロン使用登録があった者(以下「イノベーションサロン登録者」という。)は、登録内容について変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、市長に変更の申請をしなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、審査をした上で、当該申請後の登録変 更の可否について決定するものとする。
- 3 イノベーションサロン登録者は、登録に係る事項について軽微な変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(イノベーションサロンの登録期間)

第11条 イノベーションサロン使用登録の期間は、1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(イノベーションサロンの使用料)

第12条 イノベーションサロンを使用する者は、別表第1に定める額の使用料を 市に納付しなければならない。

(ものづくりラボの使用)

- 第13条 ものづくりラボに設置する機器を利用する者は、あらかじめその利用について講習を受けなければならない。
- 2 ものづくりラボに設置する機器を利用する者は、あらかじめ申込みをしなければならない。
- 3 ものづくりラボの使用は、無料とする。

(ギャラリーラボ等の使用の許可)

- 第14条 ギャラリーラボ又はコラボレーションオフィスを使用しようとする者は、 市長に対し、使用の申請をしなければならない。ただし、市長が特に認めたと きは、この限りでない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、使用の許可について決定するものとする。

(ギャラリーラボ等の申請内容の変更)

第15条 第10条の規定は、前条の使用の許可について準用する。

(ギャラリーラボ等の使用期間)

- 第16条 ギャラリーラボ及びコラボレーションオフィスの使用期間は、次のとおりとする。
 - (1) ギャラリーラボ 2年以内
 - (2) コラボレーションオフィス 3年以内
- 2 市長は、ギャラリーラボ又はコラボレーションオフィスを使用する許可を受けた者の申請により、必要があると認めたときは、ギャラリーラボ及びコラボレーションオフィスの使用期間を、1年を上限に更新することができる。ただし、再度の更新を妨げない。

(ギャラリーラボ等の使用料)

- 第17条 ギャラリーラボ及びコラボレーションオフィスを使用する者は、次に定める額の使用料を市に納付するものとする。
 - (1) ギャラリーラボ 別表第2に定める額
 - (2) コラボレーションオフィス 別表第3に定める額

(登録及び許可の取消し)

- 第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、イノベーションサロン使用登録又はギャラリーラボ若しくはコラボレーションオフィスを使用する許可(以下「登録等」という。)を取り消し、又は使用の制限若しくは使用の停止を命ずることができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により登録等を受けたとき。
 - (2) 正当な理由がなく、市長が指定する期日までに使用料を納入しなかったとき。
 - (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
 - (4) 施設及びその設備を損傷するおそれがあるとき。
 - (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (6) 前各号に掲げるときのほか、市長が適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、ものづくりラボに設置する機器を使用する者が、前項第3号から第6号までに該当すると認めたときは、当該機器の使用の制限又は使用の停止を 命ずることができる。
- 3 前 2 項の場合において、使用者に損害があっても、本市は、その責めを負わない。

(使用料の減免)

第19条 市長は、特に必要があると認めたときは、第12条及び第17条の使用料を 減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

- 第20条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する ときは、その全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができないとき。
 - (2) 前号に掲げるときのほか、市長が特別の理由があると認めたとき。 (権利譲渡等の禁止)
- 第21条 使用者は、登録等を受けた目的以外の目的に産業協創施設を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用者の義務)

第22条 使用者は、善良な管理者の注意をもって使用するものとし、その事業活動においては、他の使用者への影響に配慮するよう努めなければならない。 (原状回復の義務)

- 第23条 使用者は、産業協創施設の使用を終了したときは、直ちに使用した施設 を原状に復さなければならない。第18条第1項又は第2項の規定により登録等 を取り消され、又は使用の制限若しくは停止を命ぜられたときも、同様とする。
- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が代わってこれを行い、その 費用は、使用者から徴収する。

(損害賠償)

第24条 使用者は、使用者が故意若しくは過失により産業協創施設若しくはその 設備、器具等を破損し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなけれ ばならない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年7月22日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 産業協創施設を使用しようとする者は、施行日前であっても、第9条第1項 に定める申請、第13条第2項に定める申込み及び第14条第1項に定める申請を することができる。
- 3 前項に定める第9条第1項の申請に係る登録の可否、使用料の納付、減免、 還付及び登録等の取消しについては、第9条第2項、第12条及び第18条から第 20条までの規定の例による。
- 4 附則第2項に定める第14条第1項に定める申請に係る使用の許可、使用料の納付、減免、還付及び登録等の取消しについては、第14条第2項及び第17条から第20条までの規定の例による。

別表第1 (第12条関係)

イノベーションサロン使用料

区分	使用料
月額利用	月額10,000円
一時利用	2 時間ごとに500円
	(1日当たり2,000円を上限とする。)

備考

- 1 月額利用の使用料の額は、登録の期間が1月に満たないときは、当該月の現日数を基礎として日割計算により算出する。この場合において、使用料に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 一時利用の使用料において、2時間に満たない時間は、2時間として計算する。

別表第2 (第17条関係)

ギャラリーラボ使用料

施設	使用料 (月額)
ギャラリーラボC	154,000円

備考

- 1 使用料のほか、利用に係る光熱水費について、実費を負担しなければならない。
- 2 使用料の額は、使用の期間が1月に満たないときは、当該月の現日数を 基礎として日割計算により算出する。この場合において、使用料に10円未 満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第3 (第17条関係)

コラボレーションオフィス使用料

施設	使用料
コラボレーションオフィス	各ルームの面積1平方メートルにつき月額
	1,500円

備考

- 1 使用料のほか、共益費及び利用に係る光熱水費について、実費を負担しなければならない。
- 2 使用料の額は、使用の期間が1月に満たないときは、当該月の現日数を

基礎として日割計算により算出する。この場合において、使用料に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

議案第25号

長岡市米百俵プレイスミライエ長岡条例の一部改正について

長岡市米百俵プレイスミライエ長岡条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月2日提出

長岡市米百俵プレイスミライエ長岡条例の一部を改正する条例

長岡市米百俵プレイスミライエ長岡条例(令和4年長岡市条例第45号)の一部を 次のように改正する。

第2条中「基づく長岡市立互尊文庫」の次に「及び長岡市産業協創推進条例(令和5年長岡市条例第 号)に基づく施設」を加える。

附則

この条例は、令和5年7月22日から施行する。

議案第26号

長岡市コミュニティセンター条例の一部改正について

長岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月2日提出

長岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

長岡市コミュニティセンター条例(平成15年長岡市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

Γ		
1	長岡市みしまコミュニティセンター	長岡市上岩井1261番地1

を

Г		
ı	長岡市みしまコミュニティセンター	長岡市上岩井1261番地1
	長岡市やまこしコミュニティセンター	長岡市山古志竹沢甲2837番地1

に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第27号

長岡市地域委員会条例の廃止について

長岡市地域委員会条例を廃止する条例を次のように定める。

令和5年3月2日提出

長岡市地域委員会条例を廃止する条例 長岡市地域委員会条例(平成17年長岡市条例第23号)は、廃止する。 附 則

議案第28号

長岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

長岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月2日提出

長岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 長岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長岡市条例第33号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の2号を加える。

- (11) 国立大学法人長岡技術科学大学
- (12) 公立大学法人長岡造形大学

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第 1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項、地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) 附則第4条第1項又は附則第6条第1項」に改め、同項第 2号中「(地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用 された職員を除く。)」を削る。

第4条第2項中「長岡市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第29号

長岡市手数料条例の一部改正について

長岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月2日提出

長岡市手数料条例の一部を改正する条例

長岡市手数料条例(平成12年長岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。 別表の10の表中36の項を40の項とし、15の項から35の項までを4項ずつ繰り下 げ、18の項として次の1項を加える。

18 法第58条第2項の規定による許可申請(高度地区) における再生可能エネルギー設備設置に係る建築 物の高さの特例許可申請) に対する審査

1件につき 160,000円

別表の10の表中14の項を17の項とし、13の項を16の項とし、同表12の項の項中 「法第55条第3項|を「法第55条第4項|に改め、同項を同表15の項とし、同表 14の項として次の1項を加える。

14 法第55条第3項の規定による許可申請(再生可能 エネルギー設備設置に係る建築物の高さの特例許 可申請)に対する審査

1件につき 160,000円

別表の10の表中11の項を13の項とし、10の項を12の項とし、11の項として次の 1項を加える。

11 法第53条第5項第4号の規定による許可申請(エ | 1件につき 160,000円 ネルギー消費性能向上に係る建築物の建蔽率に関 する特例許可申請) に対する審査

別表の10の表9の項中「法第52条第9項、第10項又は第13項」を「法第52条第 10項、第11項又は第14項 に改め、同項を同表10の項とし、同表8の項の次に次 の1項を加える。

9 法第52条第6項第3号の規定による認定申請(建 1件につき 27,000円 築物の容積率に関する特例認定申請)に対する審査

別表の11の表の次に次の1表を加える。

11の2 新潟県屋外広告物条例(平成7年新潟県条例第65号)の規定に基づく屋 外広告物の表示又は設置に関する許可の申請に対する審査関係

区分

金額

1 屋外広告物	アはり紙		1枚につき5円
許可申請手数	イ はり札等		1枚につき100円
料	ウ 立看板等		1個につき300円
	工 広告旗		1個につき430円
	オ 横断幕又は懸垂	差幕	1個につき430円
	カ 電柱類広告		1個につき400円
	キ 野立広告板、	面積(当該屋外広	1個につき700円
	野立広告塔、屋	告物のすべての表	
	上広告、壁面広	示面の面積を合計	
	告、突出広告、	したものをいう。	
	アーチ広告又は	以下この表におい	
	つり下げ広告	て同じ。) が1平方	
		メートル以内のも	
		Ø)	
		面積が1平方メー	1個につき1,100円
		トルを超え3平方	
		メートル以内のも	
		0	
		面積が3平方メー	1個につき1,600円
		トルを超え5平方	
		メートル以内のも	
		0	
		面積が5平方メー	1個につき2,700円
		トルを超え10平方	
		メートル以内のも	
		0)	
		面積が10平方メー	1個につき2,700円
		トルを超えるもの	に10平方メートル
			を超える面積5平
			方メートルまでご
			とに1,100円を加算
			した額
•			1

ク アドバルーン	1個につき1,500円
ケ その他の屋外広告物	この表に定める手
	数料の額との均衡
	等を考慮して市長
	がその都度定める
	額
コ 新潟県屋外広告物審議会の意見聴	屋外広告物1単位
取を行わなければならない屋外広告	につき当該屋外広
物	告物の手数料の額
	に5,125円を加算し
	た額

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第30号

長岡市公民館条例の一部改正について

長岡市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月2日提出

長岡市公民館条例の一部を改正する条例

長岡市公民館条例(昭和53年長岡市条例第5号)の一部を次のように改正する。 第8条第1項中「又は長岡市川口公民館」を削る。

別表第1長岡市山古志公民館の項、長岡市栃尾公民館の項及び長岡市川口公民 館の項を削る。

別表第2長岡市山古志公民館の部、長岡市栃尾公民館の部及び長岡市川口公民館の部を削る。

別表第3中「1 長岡市中央公民館使用料」を「長岡市中央公民館使用料」に 改め、同表の2の表を削る。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第31号

長岡市地域会館条例の一部改正について

長岡市地域会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月2日提出

長岡市地域会館条例の一部を改正する条例

長岡市地域会館条例(平成17年長岡市条例第72号)を次のように改正する。 第2条の表中

	長岡市みしま交流センター	長岡市脇野町1140番地1

を

長岡市みしま交流センター長岡市脇野町1140番地1長岡市種苧原地区センター長岡市山古志種苧原2603番地長岡市虫亀地区センター長岡市山古志虫亀893番地

に、

長岡市川口地域交流体験館	長岡市川口中山2538番地12
--------------	-----------------

を

l	長岡市川口地域交流体験館	長岡市川口中山2538番地12
	長岡市田麦山地区センター	長岡市川口田麦山543番地
	長岡市泉水地区センター	長岡市川口牛ケ島424番地1

に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第32号

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正について

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月2日提出

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年 長岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

- 第6条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、 前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が 図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知し なければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第6条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第9条中「設置するときは、」の次に「その行う保育に支障がない場合に限り、」 を加え、同条ただし書を削る。

第12条を次のとおり改める。

第12条 削除

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第28条第3項、第30条第3項、第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」 を「、看護師又は准看護師」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の次に2条を加える改正規定、第9条及び第13条第2項の改正規定並びに次項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

2 改正後の第6条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること、及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第33号

長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部改正について

長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月2日提出

長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例

長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年長岡市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のとおり改める。

第26条 削除

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第34号

長岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について

長岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月2日提出

長岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

長岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年長岡市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

- 第5条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第5条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第11条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第11条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実 施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下こ の条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い 必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要 に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第12条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の第5条の2の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第35号

長岡市国民健康保険条例の一部改正について

長岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月2日提出

長岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長岡市国民健康保険条例(昭和34年長岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「42万円」を「48万8千円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに1万2千円を加算するものとする。第15条の5の10中「20万円」を「22万円」に改める。

第19条第1項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改め、同条第2項中「20万円」を「22万円」に改める。

第21条の3第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金から適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第15条の5の10及び第19条の規定は、施行日以後の年度分の保険料から適用し、同日前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第36号

長岡市営住宅条例等の一部改正について

長岡市営住宅条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月2日提出

長岡市営住宅条例等の一部を改正する条例

(長岡市営住宅条例の一部改正)

第1条 長岡市営住宅条例 (平成9年長岡市条例第34号) の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「、老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として次条に規定する者にあっては第1号、第2号、第4号及び第5号」を削り、同項第3号中「親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者」を「者がある場合にあっては、その者が親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者等」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「(老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として次条に定める者にあっては第2号及び第3号)」を削り、同項第1号中「親族があること」を「者がある場合にあっては、その者が親族であること」に改める。

第6条の2第1項ただし書を削り、同項第8号中「ア又はイ」を「次」に改め、同号に次のように加える。

ウ 婦人相談所等から配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が 発行されている者又は婦人相談所以外の機関において公営住宅の入居 等に関して配偶者暴力による被害の申出の受理が確認できる書類が発 行されている者

第6条の2第2項を削り、同条を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

(公営住宅の指定等)

- 第6条の2 市長は、区域内の住宅事情その他の状況を勘案し、必要があると 認めるときは、公営住宅の一部を、次に掲げる者を入居させるものとして指 定することができる。
 - (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族がある者
 - (2) 老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として次条で定める者
- 2 前項の規定により指定された公営住宅に入居することができる者は、前条 第1項各号に掲げる条件のほか、市長が別に定める条件を具備する者でなけ ればならない。
 - 第9条第1項中「(単身者については居室が2室以下のものに限る。) |を削る。

(長岡市営住宅条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長岡市営住宅条例の一部を改正する条例(平成24年長岡市条例第9号)

の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第37号

市道路線の認定、変更及び廃止について

市道路線を次のとおり認定、変更及び廃止する。

令和5年3月2日提出

認 定 調 書

	T				
路線名	起	点	重要な	幅員(m)	摘要
<u>ин</u> лук 1.1	終	点	経過地	延長(m)	河 安
新組169号線	福島町字東廻5825番地名	先		3.0~7.0	図 5 ア〜イ
利利4月103 夕 / 水	福島町字東廻3592番地名	先		1,440.0	
黒条245号線	下々条町字前新田1238	番地先		6.0~9.9	図 1 ア〜イ
無米243万脉	 下々条町字前新田1236	番地先		54.9	
上川西408号線	槇山町字屋敷割1664番5	地先		6.0~11.0	図 2 ア〜イ
上川四400万/欧	槇山町字屋敷割1649番	1 地先		124.0	
越数460是綽	浦字浦屋6886番 6 地先			6.0~13.1	図3 ア〜イ
越路469号線	浦字浦屋6884番1地先			57.4	
越路470号線	浦字中の坪488番2地先	j		6.0~13.1	図 4 ア〜イ
是	浦字中の坪487番4地先			25.4	

変 更 調 書

旧	财 始 夕	起	点	重要な	幅員(m)	位 田
新別	路線名	終	点	経過地	延長(m)	摘 要
III	並如100円,始	福島町字東廻2407番	地先		1.0~15.0	図5 ウ~エ
旧	新組109号線	福島町字東廻3255番	地先		453.4	
新	新組109号線	福島町字東廻2407番	地先		5.9~15.0	図 5 ウ~オ
材	利利 和 109 万 形球	福島町字東廻3012番	地先		390.5	(62.9m廃止)
IB	新組112号線	福島町字東廻3029番	地先		1.0~6.5	図 5 カ~キ
	本月 取且 1 1 2 · 亿	福島町字東廻3648番	地先		1, 122.6	
新	新組112号線	福島町字東廻3029番	地先		4.8~6.5	図 5 カ <i>〜</i> ク
利	利加1112分水	福島町字東廻5710番	地先		187.5	(935.1m廃止)
IH	D. 1 200 AU 1 1 7 12 AC	福島町字東廻1651番	1 地先		1.0~12.7	図 5 ケ〜イ
	新組117号線	福島町字東廻3592番	地先		2, 226.8	
新	新組117号線	福島町字東廻1651番	1 地先		$3.1 \sim 12.7$	図 5 ケ〜コ
材	本月 <u></u>	福島町字東廻1809番	地先		461.8	(1,765.0m廃止)
旧	新組118号線	福島町字東廻3008番	地先		1.0~5.2	図 5 サ〜シ
114	利加110万物。	福島町字東廻3119番	地先		599.4	
新	新組118号線	福島町字東廻3008番	地先		1.5~5.2	図5 サ〜ス
材	利加110分剂	福島町字東廻5710番	地先		206.2	(393.2m廃止)
旧	日 栃尾滝の下町天下島線	滝の下町戊227番1均	也先		2.3~7.3	図 6 ア〜イ
	7回/毛他vノ F 町 八 F 局稼	天下島二丁目12番2	地先		857.0	
新		滝の下町戊389番1均	也先		2.3~7.3	図 6 ウ~イ
利	栃尾滝の下町天下島線	天下島二丁目12番2	地先		789.7	(67.3m廃止)

廃 止 調 書

路線名	起	点	重要な	幅員(m)	摘要
	終	点		延長(m)	1
车 纽111号纳	福島町字東廻3564番地先			1.0	図5 セ〜ソ
新組111号線	福島町字東廻3607番地先			371.3	
立に 4日119日 4白	福島町字東廻3056番地先			1.0	図 5 タ〜チ
新組113号線	福島町字東廻3718番地先			1,030.4	
対応 夕口 114 口、夕白	福島町字東廻3082番地先			1.0	図5 ツ〜テ
新組114号線	福島町字東廻3473番地先			940.6	
立に 4日11日 日、4白	福島町字東廻3107番地先			1.0~5.0	図5 ト〜ナ
新組115号線	福島町字東廻3442番地先			867.4	
英层处110尺处的	福島町字東廻3570番地先			1.0	図 5 二~ヌ
新組119号線	福島町字東廻3414番地先			645.0	
並にも日100日、9日	福島町字東廻3577番地先			1.0	図 5 ネ〜ノ
新組120号線	福島町字東廻3411番地先			595.0	
去近110号始	寺泊野積字須走1番1地	先		3.0~11.8	図 7 ア〜イ
寺泊119号線	寺泊野積字須走9番地先			91.1	

議案第38号

財産の取得について

次のとおり財産の取得について変更する。

令和5年3月2日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

1 財産の表示

所 在 地	地 番	構造	数量
長岡市坂之上町2丁目	3 20	鉄骨造り 5 階建て	C棟の1階のうち店舗部分 2,072.78平方メートル C棟の1階から5階までのうち 車庫部分の一部 9,948.61平方メートルのうち 持分0.937304 その他上記に付随する共有持分

2 変更の理由

譲渡代金の確定に伴う取得予定価格の変更

3 取得予定価格

変更前 1,809,262,800円

変更後 1,716,862,300円

4 契約の相手方

東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 独立行政法人 都市再生機構東日本都市再生本部

議案第39号

財産の処分について

次のとおり財産を処分する。

令和5年3月2日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

1 財産の表示

所 在 地	地 番	構 造	数量
長岡市坂之上町2丁目	3 20	鉄骨造り 5 階建て	C棟の1階のうち店舗部分 2,072.78平方メートル C棟の1階から5階までのうち 車庫部分の一部 9,948.61平方メートルのうち 持分0.937304 その他上記に付随する共有持分

2 処分の目的

米百俵プレイス北館の特別目的会社による取得及び運営に伴う譲渡

3 処分予定価格

1,716,862,300円

4 契約の相手方

東京都港区元赤坂1丁目1番8号赤坂コミュニティビル4階 合同会社SPC米百俵プレイス北館

議案第40号

財産の処分について

次のとおり財産を処分する。

令和5年3月2日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

1 財産の表示

所 在 地	地	番	区分	種目	数量
長岡市柿町字平沢	1597 5	のうち	土地	牧場	51,641.32 平方メートル
"	1607 7	のうち	"	"	125.99 平方メートル
長岡市栖吉町字岩野	3086 の	うち	"	"	90,014.63 平方メートル
"	3119 0	うち	"	"	657.70 平方メートル
"	3224 5		"	"	13.88 平方メートル
"	3224 6		"	"	39.26 平方メートル
合 計	6 筆			142,492.78 平方メートル	

- 2 処分の目的 旧市営牧場敷地を売却するため
- 3 処分予定価格 32,220,000円
- 4 契約の相手方 新潟県阿賀野市保田5597番地 株式会社 圓山

議案第41号

財産の無償貸付けについて

次のとおり無償で財産を貸し付ける。

令和5年3月2日提出

- 1 財産の表示 別紙のとおり
- 2 貸付けの目的 地元コミュニティ団体の事業活動の場
- 3 貸付けの期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 貸付けの相手方 長岡市青葉台1丁目甲120番地8 青葉台コミュニティ推進協議会

別紙

1 土地

所 在 地	地	番	区分	種目	数量
長岡市青葉台3丁目	3028	1	土地	雑種地	30,714.12 平方メートル
"	3037	6	"	"	16,373.22 平方メートル
合		計			47,087.34 平方メートル

2 建物

所 在 地	地番	区分	構造	数量
長岡市青葉 台3丁目	3028	旧ニュータウン いこいの広場セ ンターハウス	鉄筋コンク リート造り 平家建て	373.13 平方メートル のうち 123.26 平方メートル
"	"	旧ニュータウン いこいの広場ト リム管理事務所	"	49.00 平方メートル のうち 24.88 平方メートル
"	"	旧ニュータウン いこいの広場野 外便所	鉄骨造鋼板 葺平家建て	18.22 平方メートル
	合		440.35 平方メートル のうち 166.36 平方メートル	

3 工作物

名 称	数量	備考
旧ニュータウンいこいの広場遊具	23 基	
旧ニュータウンいこいの広場案内板	2 個	
旧ニュータウンいこいの広場テニスコート	2 面	

議案第42号

長岡市過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8 条第10項により準用する同条第1項の規定により、長岡市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり変更する。

令和5年3月2日提出

議案第43号

小千谷市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について

長岡市及び小千谷市の間において平成21年12月21日に締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を次のとおり変更するため、長岡市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例(平成21年長岡市条例第38号)の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定書

平成21年12月21日付けで長岡市(以下「甲」という。)と小千谷市(以下「乙」という。)との間に締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第3条第1号ウに次のように加える。

- (エ) 起業・創業等の支援
 - a 取組の内容

圏域内での起業創業等を促進するため、機運醸成や事業立上げ等に 係る支援を展開する。

b 甲の役割 乙と連携し、圏域内での起業創業等を支援する事業を企画し、実施

c 乙の役割

甲と連携し、圏域内での起業創業等を支援する事業を企画し、実施 するほか、その情報の共有や発信を行う。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通 を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長 岡 市 長 岡 市 長

するほか、その情報の共有や発信を行う。

乙 小千谷市 小千谷市長

議案第44号

見附市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について

長岡市及び見附市の間において平成21年12月21日に締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を次のとおり変更するため、長岡市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例(平成21年長岡市条例第38号)の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定書

平成21年12月21日付けで長岡市(以下「甲」という。)と見附市(以下「乙」という。)との間に締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第3条第1号ウに次のように加える。

- (ウ) 起業・創業等の支援
 - a 取組の内容

圏域内での起業創業等を促進するため、機運醸成や事業立上げ等に 係る支援を展開する。

b 甲の役割 乙と連携し、圏域内での起業創業等を支援する事業を企画し、実施 するほか、その情報の共有や発信を行う。

c 乙の役割

甲と連携し、圏域内での起業創業等を支援する事業を企画し、実施 するほか、その情報の共有や発信を行う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通 を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長 岡 市 長 岡 市 長

乙 見 附 市見 附 市 長

議案第45号

公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第2項の規定に基づき、長岡地域定住自立圏を構成する長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間で平成22年3月26日に締結した公共施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和5年3月2日提出

公共施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定書

平成22年3月26日付けで長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間において締結した公共施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、この協定による変更後の別表運動施設の表の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表運動施設の表長岡市の項中

「 | 長岡市悠久山プール | 長岡市悠久町336番地 | 」を削る。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、構成市町がそれぞれ記名押印の上、各自1通保有するものとする。

令和 年 月 日

長岡市長

小千谷市長

見附市長

出雲崎町長

議案第46号

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更に ついて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第2項の規定に基づき、長岡市及び三条市の間で平成29年3月30日に締結した長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和5年3月2日提出

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部 を変更する協定書

平成29年3月30日付けで長岡市(以下「甲」という。)と三条市(以下「乙」という。)との間に締結した長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、第1条、第2条及び第3条の規定は令和5年4月1日から、第4条の規定は同年7月22日から適用する。

第1条 別表運動施設の表の一部を次のように変更する。

別表運動施設の表長岡市の項中

「 | 長岡市悠久山プール | 長岡市悠久町336番地 | | を削る。

第2条 別表図書館の表の一部を次のように変更する。

別表図書館の表長岡市の項中

「 | 長岡市寺泊地域図書館大河津地区図書室 | 長岡市寺泊敦ケ曽根551番地 | 」を削る。

第3条 別表図書館の表の一部を次のように変更する。

別表図書館の表長岡市の項中

「 | 長岡市立互尊文庫 | 長岡市坂之上町3丁目1番地20 | 」を削る。

第4条 別表図書館の表の一部を次のように変更する。

別表図書館の表長岡市の項中

「 | 長岡市立中央図書館 | 長岡市学校町1丁目2番2号 | | を

「 長岡市立中央図書館 長岡市学校町1丁目2番2号 長岡市立互尊文庫 長岡市大手通2丁目3番地10 」に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の 上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

長岡市長

三条市長

議案第47号

寺泊老人ホーム組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、寺泊老人ホーム組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和5年3月2日提出

寺泊老人ホーム組合規約の一部を変更する規約

寺泊老人ホーム組合規約(昭和29年新潟県指令自第893号許可)の一部を次のように変更する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に 次の1項を加える。

(解散)

2 組合が解散する場合には、組合の解散に伴い生じる事務及び解散前に組合において処理した事務は、長岡市が承継するものとする。

附則

この規約は、新潟県知事の許可の日から施行する。